

市長等の措置に係る通知書

(福祉部)		2024年4月22日監査執行	
No	指摘事項	措置の状況	改善又は 検討の目標 年 月 日
1	<p>委託料の執行 (障がい者支援課)</p> <p>①委託料の支払いが一部遅れている。 (障がい者相談支援事業(発達障がい)業務)</p> <p>本業務は、部分払い内訳書により、各月ごとに正当な請求を受けた日から起算して30日以内に委託料を支払うこととなっているが、4～6月分の支払いを7月28日に行っており、4月、5月分の支払いが遅れている。</p> <p>問題点は大きく分けて次の2点が挙げられる。</p> <p>(ア) 支払い事務が遅延し4月から6月の3か月分を7月28日に支払い完了したこと。</p> <p>(イ) 事務処理上、請求日を担当課が7月1日に修正したこと。</p> <p>本市では過去に起きた支払い遅延による不祥事に起因し、内部統制を推進し不適切事案に対し繰り返し改善を促し不祥事防止に努めてきた。そうした中で、再度同様の支払い遅延が起きてしまったことは重く受け止めなければならない。</p> <p>相手方の一定の理解が得られていることや、当該支払いが完了していることをもって、この事案を決して過去のものとして、早急に事務執行体制を改め、内部統制制度に準拠した再発防止策を徹底するべきである。</p>	<p>受託者から完了報告・請求を受け、完了確認及び支払事務の流れを担当者から決裁者まで再確認するとともに、支払い予定表をもとに各段階での進行のチェックを強化し、複数名で確認しあうよう体制を整備しました。</p> <p>今後も職員の業務理解を深め、習熟度を向上させ、各種手続きについて遺漏の無いよう努めて参ります。</p>	<p>2024年 4月1日</p>